

令和2年4月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
健保担当理事 倉岡 隆

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について(依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

神奈川県健康医療局保健医療部より神奈川県医師会を通じて、標記の件について通知がまいりましたのでお知らせ致します。

尚、オンライン診療を行わない場合にも回答は必要となりますので、よろしくお願い申し上げます。

神奈川県医師会

理事 渡辺 雄幸

理事 石井 貴士

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について(依頼)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省よりオンライン診療を行う医療機関のリストを都道府県ごとに取りまとめて公表するよう都道府県に対して協力要請があり、別添内容のとおり神奈川県健康医療局保健医療部医療課長より協力依頼がありました。

回答方法につきましては、県医療課ホームページ上に公開されている調査票(別紙1-2)をダウンロードしていただき、当該ホームページ上に記載の各医療機関を所管する保健所設置市又は県医療課あて(県域は医療課に回答)にメールまたはFAXにてご回答をお願いいたします。

貴会会員への周知につきましてご協力いただきたくお願いいたします。

(参考)県医療課 調査票(別紙1-2)等掲載ページURL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f536922/index.html>

【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について(依頼)
(令和2.4.15 医発第1111号 神奈川県健康医療局保健医療部医療課長)

医発第 1111 号
令和2年4月15日

公益社団法人 神奈川県医師会
会長 菊岡 正和 様

神奈川県健康医療局保健医療部
医療課長 一柳 和美

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する
医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記のことについて、令和2年4月10日付けで事務連絡により、厚生労働省医政局医事課から依頼がありました。

つきましては、貴会会員の皆様に調査にご協力いただきたく、郡市医師会に対し、調査の周知及び各会員への回答依頼をよろしくお願いいたします。

回答方法は、当課ホームページ上に公開する調査票をダウンロードし、入力した調査票を、当該ホームページ上に記載の各医療機関を所管する保健所設置市又は県医療課のメールアドレスあて（地域は、保健福祉事務所・センターではなく医療課で取りまとめます）に送信していただく方法若しくは当該ホームページに記載のファクシミリに送信する方法とします。（提出物は別紙1-2のみ）

なお、別紙2-1及び2-2に係る依頼については別途行うことを申し添えます。

（参考）掲載ページ URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f536922/index.html>

県 HP トップページ>産業・働く>医療・衛生サービス業

>県内医療機関向けの各種お知らせ（医務関係通知等）

スケジュール（予定）

令和2年4月15日以降 県医師会が郡市医師会周知

令和2年4月16日以降 郡市医師会が会員あて周知

令和2年4月21日 保健所設置市又は医療課が到着分をとりまとめ

令和2年4月22日まで 保健所設置市が県医療課あて提出

（22日以降到着分は、随時取りまとめの上、県医療課に提出）

問合せ先

法人指導グループ 佐々木、多田

電話 045-210-4869

事務連絡
令和2年4月10日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）

本日付けで発出した「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下単に「事務連絡」という。）においては、事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し公表するため、各都道府県において、関係団体とも適宜協力をしながら、管下の医療機関のうち、事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告するようお願いしたところである。

また、事務連絡においては、各都道府県において、管下の医療機関における事務連絡1.（1）及び（3）②による電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨の毎月の実施状況を取りまとめ、厚生労働省に報告するようお願いしたところである。

つきましては、各都道府県におかれては、別紙1-1「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領」及び別紙2-1「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領」に基づき、所定の様式により、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の情報と医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を集計し、それぞれ所定の期限までに厚生労働省の所定の提出先へ提出をお願いします。

なお、これらの調査については、別記の関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているので、調査の実施の当たっては、適宜、管下の関係団体とも連携しながら行うこと。

(別記) 関係団体

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本精神科病院協会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

公益社団法人 全日本病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本病院会

電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領

1. 調査目的

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、国民・患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。）に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握し、その医療機関の一覧を作成・公表する。

2. 調査対象施設

全ての医療機関とする。

3. 調査実施方法

(1) 医療機関から都道府県への提出

事務連絡に基づき電話や情報通信機器による診療を実施する医療機関は、別紙1-2「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」に必要事項を記入し、都道府県に提出する。

(2) 都道府県から厚生労働省への提出

都道府県は、事務連絡に基づき電話や情報通信機器等による診療を実施する医療機関から提出された調査票を別紙1-3「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧（都道府県集計用）」に取りまとめ、下記の期限までにメールにて提出すること。

※ これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているので、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

4. 調査結果の提出

(1) 提出期限

令和元年4月24日(金)

※ 調査結果の提出に際しては、「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧（都道府県集計用）」を用いて取りまとめ、メールにて提出すること。

※ 医療機関の一覧については、提出があったものから、上記の提出期限にかかわらず順次公表することとしているため、一定数の医療機関から調査票の提出があった段階で、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。

(2) 提出先・照会先

厚生労働省医政局医事課

脇田、内田

E-mail : enkaku@mhlw.go.jp

Tel : 03-5253-1111 (内線 2569、4124)

5. 調査結果の更新

公表する医療機関の一覧については、上記提出期限後も順次更新することとしているので、調査票を提出していない医療機関であって、新たに事務連絡に基づき電話や情報通信機器による診療を実施することとした医療機関は、上記の提出期限にかかわらず、調査票を都道府県に提出すること。

都道府県は、上記の提出期限後も、医療機関から提出のあった調査票を月毎にとりまとめ、原則、各月第2週の金曜日までに前月分を上記提出先に提出すること。ただし、厚生労働省に提出された医療機関は順次一覧に反映することとしているので、一定の数の医療機関から調査票の提出があった場合は、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。

医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領

1. 調査目的

「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。）においては、原則として3か月ごとに、事務連絡による医療機関の対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から、改善のための検証を行うこととしており、当該検証を行うための基礎資料として、医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を把握する。

2. 調査対象

事務連絡1.(1)及び(3)②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関を対象とする。

3. 調査実施方法

(1) 医療機関から都道府県への報告について

医療機関においては、事務連絡1.(1)及び(3)②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行った際、別紙2-2「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」の様式により、実施した対応毎に必要な事項を記載し、毎月末までの対応について一覧を作成の上、都道府県の担当部局に提出すること。

(2) 都道府県から厚生労働省への報告について

各都道府県においては、医療機関から提出された調査票を取りまとめ、下記の提出期限までにメールにて提出すること。

※ これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているため、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

4. 調査結果の提出

(1) 提出期限

各月第2週の金曜日までに前月分を提出する。

注) 調査結果の提出に際しては、医療機関から提出された調査票を取りまとめた上で、都道府県における担当者の連絡先を追記した上で、メールにて提出すること。

(2) 提出先・照会先

厚生労働省医政局医事課

脇田、内田

E-mail : enkaku@mhlw.go.jp

Tel : 03-5253-1111 (内線 2569、4124)

